

## ○競争的研究費等取扱規程

(2012年10月15日 制定)

(目的)

**第1条** この規程は、名古屋学院大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** 競争的研究費等の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほかは、この規程によるものとする。

(定義)

**第3条** この規程において「競争的研究費等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された学外の機関との研究資金を原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。

(管理責任体制)

**第4条** 本学の競争的研究費等を適正に運営並びに管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総合研究所長をもって充てる。さらに、コンプライアンス推進副責任者も置く。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の役割を補佐するものとし、総合研究所委員会メンバーをもって充てる。

2 前項に基づき各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の役割)

**第5条** 最高管理責任者はこの規程及び関連する規則等を周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して競争的研究費等の運営及び管理が適正に行えるよう、リーダーシップを発揮し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者の役割)

- 第6条** 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、不正防止対策の基本方針に基づき大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第7条** コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を行う。

- (1) 全学部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員(以下、「構成員」とする。)に対し、コンプライアンス教育を実施し、理解度の把握、受講状況の管理監督を実施する。
- (3) 構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(不正防止計画推進体制)

- 第8条** 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画を推進するために、不正防止計画推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

- 2 推進委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 総務部長
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) コンプライアンス推進副責任者
- (5) 総合研究所事務室長

- 3 推進委員会は、不正防止計画の推進のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 機関全体の観点から不正防止のための具体的な対策を不正防止計画として策定・実施し、実施状況を確認すること。
- (3) 関係部局等と協力し、不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

(推進委員会の運営)

- 第9条** 推進委員会には委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

- 3 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 推進委員会は、毎事業年度に少なくとも一度以上開催する。
- 6 推進委員会の事務は、総合研究所事務室が行う。

(不正防止計画の策定及び実施)

- 第10条** 推進委員会は、競争的研究費等の適正な運営及び管理に係る不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。
- 2 推進委員会は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定、実施しなければならない。毎事業年度末に不正防止計画の実施状況を確認し、当該年度の実施報告書及び次年度に向けた不正防止計画書を作成する。
  - 3 推進委員会は、前項の報告書及び不正防止計画書について、最高管理責任者に報告する。
  - 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、改善の必要があると認めたときは改善を指示し、違反行為又は不正が行われぬように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(内部監査)

- 第11条** 本学における競争的研究費の適正な運営及び管理のため、「内部監査規程」に基づき、監査室が監査を実施する。

(発注・検収確認業務窓口の設置)

- 第12条** 本学における物品等の発注及び適正な給付の完了確認を行うため、次の各号に掲げる発注・検収確認業務窓口を置く。
- (1) 名古屋キャンパスにおいては、総合研究所事務室とする。
  - (2) 瀬戸キャンパスにおいては、瀬戸キャンパス総合事務部とする。
- 2 教職員等は、競争的研究費等による固定資産及び物品の調達を行う場合、原則として発注・検収確認業務窓口はその調達を依頼し、同窓口による検収を受けるものとする。研究者による発注は一定金額以下のものについては認めることとし、科学研究費助成事業については「科学研究費助成事業取扱規程」にその基準について定める。
  - 3 固定資産及び物品の調達依頼又は発注をする者は、発注段階で支出財源の特定を行う。
  - 4 発注・検収確認業務窓口は、予算執行の状況を停滞なく把握する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
  - 5 発注・検収確認業務窓口は、換金性の高い物品については、競争的研究費等で購入したことを明示し、物品の所在が分かるよう記録する。

(コンプライアンス教育)

**第13条** コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、毎事業年度に競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

2 構成員は、コンプライアンス教育を受講の機会に、下記が記載された誓約書を提出しなければならない。なお、新規採用者、転入者等については入職の都度提出を求める。

- (1) 本学の規程等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規程等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

3 前項に定める誓約書の提出がない者は、競争的研究費等の取り扱い又は申請をすることができない。

(業者等への対応)

**第14条** 統括管理責任者は、業者等に本学の規程等を説明し、一定の取引実績や本学におけるリスク要因や実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書の提出を求める。

- (1) 本学の規程等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(相談窓口の設置)

**第15条** 本学における競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、総合研究所事務室に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、本学における競争的研究費等に係る事務処理手続に関する学内外からの問合せに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(告発窓口の設置)

**第16条** 本学内外からの告発等を受け付ける告発窓口を監査室に置く。

2 告発等を受けた監査室長はその内容を統括管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容を精査したうえで最高管理責任者に報告するものとする。

- 4 告発等は、原則として当該告発等を行う者（以下「告発者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面（電磁的記録を含む。）により行われなければならない。
  - (1) 不正使用を行った疑いがある者（以下「被告発者」という。）の氏名
  - (2) 不正使用の態様及び事案の内容
  - (3) 不正使用と判断できる合理的理由及び実証的証拠
- 5 第11条による監査、又は報道、学会等により不正使用等の疑いが指摘された場合は、前項本文の告発等があったものとみなすことができる。

(秘密保持義務)

**第17条** この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないように、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

**第18条** 部局責任者は、告発をしたことを理由として当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、公益通報に関する規程その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

**第19条** 本学に所属する全ての者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、相当な理由なく、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

**第20条** 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査)

**第21条** 統括管理責任者は、第16条第2項の報告を受けて、告発等の内容の合理性及び調査可能性等について確認し、予備調査を行う必要があると認める場合には、被告発者の所属する部局の部局責任者に対し、必要な予備調査及び適切な対応を指示するものとする。

- 2 前項の部局責任者は、告発等の内容にしかるべき調査能力を有する者による予備調査委員会を設置し、原則として告発等の受理日から30日以内に予備調査を終了し、その結果を統括管理責任者に報告する。
- 3 予備調査においては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、告発者が悪意に基づく告発等を行った疑いがあると予備調査委員会が認める場合には、告発者に対しても、弁明の機会を与えることができる。
- 4 統括管理責任者は、第2項の予備調査の結果の報告を受けて、最高管理責任者に報告するとともに、告発者、被告発者及び被告発者の所属する部局の責任者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査委員会の設置及び調査)

**第22条** 最高管理責任者は前条による予備調査の結果の報告を受けて、さらなる調査を行う必要があると認める場合には、本調査の実施の決定後、おおむね30日以内に必要な調査(以下「本調査」という。)を行うため調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、事案が発生した学部を除く学内の有識者から若干名を最高管理責任者が任命する。なお、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 最高管理責任者は、学外の有識者を委員として任命することが必要である。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 5 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 告発された事案に係る本調査（不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。）
  - (2) 不正使用等が行われたか否かの認定
  - (3) 不正使用等の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）
- 6 調査委員会は、前項の任務遂行の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。
- 7 調査委員会の事務は、総合研究所事務室が行う。

(調査委員会の運営)

**第23条** 調査委員会には委員長を置き、委員長は最高管理責任者が指名する。

- 2 委員長は、委員会を召集し議長となる。
- 3 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査中における一時的執行停止)

**第24条** 調査委員会は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

- 第25条** 調査委員会は、本調査開始後概ね150日以内に不正使用等が行われたか否かの認定を行う者とする。ただし、本調査の課程において、学外者等への調査により時間を要した場合は、この限りではない。
- 2 前項の認定は、本調査により得られた物的証拠、関係者の証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行われなければならない。
  - 3 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

- 4 最高管理責任者は、認定結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属する部局の部局責任者に通知するものとする。

(協力義務)

- 第26条** 告発者及び被告発者並びにその他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第27条** 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わるほかの競争的研究費等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 また、調査の課程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(不服申立て)

- 第28条** 不正使用等を行ったと認定された被告発者又は悪意に基づく告発等を行ったと認定された告発者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から14日以内に書面をもって統括管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 2 委員長は、不服申立てが行われた場合で、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、速やかに再調査を開始するものとする。
  - 3 再調査は、第1項の認定に係る調査を行うことが適当でないと認めた場合は、当該調査委員会を変更することができる。
  - 4 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、統括管理責任者は、その理由を付して、不服申立てを行った者に通知するものとする。
  - 5 調査委員会は、再調査が開始された日から概ね50日以内に不服申立てにかかる認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
  - 6 調査委員会は、認定結果をとりまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。
  - 7 最高管理責任者は認定結果を告発者、被告発者及び被告発者の所属する部局の部局責任者に通知するものとする。



(公表)

**第29条** 不正使用等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

- 2 不正使用等が行われたと認定した場合において、当該不正使用等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正使用等を行った者の氏名、不正使用等の内容との他必要な事項を公表するものとする。
- 3 不正使用等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。
- 4 告発等が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正による研究費の返還)

**第30条** 教職員による競争的研究費の不正な使用及び管理により競争的資金を返還する必要が生じた場合は、当該教職員がその返還金全額を負担することを原則とする。なお、学内における懲戒処分は、「懲戒委員会規程」に準じる。

(補則)

**第31条** この規程に定めるもののほか、科学研究費助成事業の取扱いに関し必要な事項は「科学研究費助成事業取扱規程」等に定める。

(所管)

**第32条** この規程の所管は、総合研究所事務室とする。

(改廃)

**第33条** この規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て常任理事会で行う。

**附則1** この規程は、2012年10月15日から施行する。

**附則2** この規程は、2014年6月6日改正、2014年7月1日から施行する。

**附則3** この規程は、2015年3月2日改正、2015年3月2日から施行する。

**附則4** この規程は、2015年9月29日改正、2015年9月29日から施行する。

**附則5** この規程は、2016年2月19日改正、2016年2月19日から施行する。

**附則6** この規程は、2019年2月26日改正、2019年2月26日から施行する。

**附則7** この規程は、2019年6月4日改正、2019年6月4日から施行する。

**附則8** この規程は、2019年7月16日改正、2019年7月16日から施行する。

**附則9** この規程は、2021年1月26日改正、2021年1月26日から施行する。

**附則10** この規程は、2022年6月23日改正、2022年6月23日から施行する。